

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項		19 - 1	
許認可等	鳥獣の飼養登録			

(根拠規定)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(飼養の登録)

第十九条 第九条第一項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣（同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第二十二条第一項及び第八十四条第一項第七号において同じ。）を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第九条第四項に規定する有効期間の末日から起算して三十日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。

2 前項の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。

3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。

4 登録の有効期間は、登録の日から一年とする。

5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第一項の規定により登録鳥獣（第一項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。）の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。

6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第三項の登録票（以下単に「登録票」という。）で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。

(登録鳥獣及び登録票の管理等)

第二十条 登録鳥獣の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受け（以下この節において「譲渡し等」という。）は、当該登録鳥獣に係る登録票とともにしなければならない。

2 登録票は、その登録票に係る登録鳥獣とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならない。

3 登録鳥獣の譲受け又は引受けをした者は、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までの間にその者の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(登録票の返納等)

第二十一条 登録票（第二号に掲げる場合にあっては、発見し、又は回復した登録票）は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その日から起算して三十日を経過する日までの間に都道府県知事に返納しなければならない。

一 登録票に係る登録鳥獣を飼養しないこととなったとき（登録票とともにその登録票に係る登録鳥獣の譲渡し等をしたときを除く。）。

二 第十九条第六項の規定により登録票の再交付を受けた後において亡失した登録票を発見し、又は回復したとき。

2 第十九条第六項の規定は、盜難その他の事由により登録鳥獣を亡失したことによって前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を都道府県知事に返納した後において当該登録鳥獣を発見し、又は回復したときについて準用する。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8
許認可等	鳥獣の飼養登録	根拠条項	19 - 1		

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則

(飼養登録の申請等)

第二十条 法第十九条第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - 二 法第九条第一項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係る許可証の番号
- 2 登録票は、一羽又は一頭ごとに交付する。
- 3 法第十九条第三項の登録票の様式は、様式第五のとおりとする。
- 4 法第十九条第六項の規定による登録票の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。
- 一 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - 二 登録票の番号
 - 三 登録票を亡失し、又は登録票が滅失した事情
- 5 登録票の交付を受けた者は、その住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。
- 6 登録票の交付を受けた者は、当該登録票を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

(登録個体等の譲受け等の届出)

第二十一条 法第二十条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を管轄都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - 二 登録票の番号
 - 三 譲受け又は引受けをした年月日
- 四 届出者に譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(許認可等の基準)

第11次鳥獣保護事業計画

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	19 - 1	
許認可等	鳥獣の飼養登録			

鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との共存を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。また、鳥獣の愛玩飼養については、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとどのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取は許可しないものとする。

- 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があって捕獲又は採取する場合。
- 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。
- 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
博物館、動物園等の公共施設において、飼育展示するために捕獲又は採取する場合。
- 4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。
- 5) 鵜飼漁業への利用
鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。
- 6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
伝統的な祭礼行事等に用いる場合。
- 7) 前各号に掲げるもののほか、鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項		19 - 1	
許認可等	鳥獣の飼養登録			

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあっては、以下の基準を満たすものとする。ただし、1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらざりが能うるものとする。

獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合(の場合を除く)

- 1)くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、縫付け防止金具を装着したものであること。
- 2)とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町長への委譲

法第9条第1項の規定に基づく鳥獣の捕獲等の許可に関する事務のうち、次に掲げるものに係るもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。)は、市町長に委譲する。(愛媛県事務処理の特例に関する条例により平成12年4月1日委譲)

- 1)鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カラバト(ドバト)、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギの捕獲(国有林野又は県有林の区域内において国又は県が行うものを除く。)

- 2)飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲

市町長が行う事務処理について、法、規則、鳥獣の保護を図るために事業を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)及び本鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

市町長は被害等の発生度の高い鳥獣の捕獲許可について、被害等の調査を早急に行い、効果が上がるよう迅速に実施し、その他の有害鳥獣の捕獲許可は、その都度実態を把握し、実情に応じた措置を講ずるものとする。

捕獲等又は採取等の許可にあたっての条件は、期間の限定、区域の限定、捕獲の方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、獵具への標識の装着などについて付するものとする。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	19 - 1		
許認可等	鳥獣の飼養登録				

捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町を含み申請が多数必要になる場合には、市町間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続き上過度の負担を課すことのないよう配慮するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようとする。

道具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする(ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、道具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、道具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によるものとする。)。

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実状を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めるものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るために適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあっては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	19 - 1	
許認可等	鳥獣の飼養登録			
また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立会等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。				
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 地域における生息数が少ない等の理由から保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に行われるものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放棄させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。				
3 学術研究を目的とする場合				
(1) 学術研究 研究の目的及び内容 次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。 ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。 また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。				
許可対象者 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者 鳥獣の種類・数 必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。				
期間 1年以内 区域 必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。 方法 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。				
捕獲等又は採取等後の措置 原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるもの				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項		19 - 1	
許認可等	鳥獣の飼養登録				

であること。

2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落することであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあっては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあっては、同各1,000羽以内、その他の者にあっては、同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

期間

1年以内

区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

本県における野生鳥獣による農林作物被害は、中山間地域を中心に拡大しており、鳥類ではヒヨドリ、カラスなど、哺乳類ではイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどによる果樹、野菜、林産物、水稻への被害が大きい。

特に県内全域に分布するイノシシ及び南予等各地に拡がるニホンジカによる被害は、従来の防除及び有害鳥獣捕獲対策だけでは対応できない状況である。

このため、有害鳥獣捕獲の実施にあたっては、有害鳥獣捕獲許可権限を有する市町に対し、的確な被害状況の把握と迅速な対応を求め、有害鳥獣捕獲効果の確保に努めるとともに、農林水産業と鳥獣の保護との両立を図るため、県と関係機関との連携のもと、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

また、県民に対しては、人間生活に伴い排出される生ゴミや安易な餌付け等が野生鳥獣による被害の誘因となっていることから、被害を生じさせることがないよう意識啓発に努めるものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

県内全域での年間を通じての被害発生予察については、鳥獣の生息状況、過去の被害の状況から次の予察表及び予察地図のとおりとなる。

予察表

被害発生予察地図

予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」と

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項		19 - 1	
許認可等	鳥獣の飼養登録				

いう。)は、予察表及び被害発生予察地図に基づき、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。

予察表の作成にあたっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実状に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことができる者の意見を聴き、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付け状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。なお、捕獲等又は採取等の数の上限を設定するなど、許可の方針を明らかにするものとする。さらに、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

なお、予察表及び予察計画の作成・検討等、予察捕獲の実施に係る調整については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)に基づき設置された「鳥獣被害防止対策協議会」において行うことができるものとし、同法に基づく被害防止計画等との整合性を図るものとする。

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可是、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等(タイワンシロガシラ、カワラバト(ドバト)、ノヤギ等)以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であることから、これらの鳥獣についての捕獲許可是、被害の実態を十分調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

また、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図る場合にあっては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

あって予察捕獲については、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほどの強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

許可対象者

原則として次の要件を満たす者から選択するものとする。また、有害鳥獣捕獲実施者の数は、必要最小限にとどめるものとする。

1) 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)

2) 狩猟免許を有する者

ただし、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができると認められる場合にあっては、次に掲げるとき等は狩猟免許を有していない者にも許可することができるものとする。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8			
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	19 - 1					
許認可等	鳥獣の飼養登録							
ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合。								
	イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合。							
	ウ 法人に対する許可であって、次の要件をすべて満たしたうえで、狩猟免許を有していない者を補助者として含む場合。 なお、この場合は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。							
	(ア) 銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれていること。							
	(イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていること。							
	(ウ) 狩猟免許を有する従事者の監督下で捕獲を行うこと。							
3) 規則第67条第2項に該当する者								
4) 被害等市町内若しくはその周辺に居住し、必要に応じ迅速に有害鳥獣捕獲活動に従事できる者								
鳥獣の種類・数								
1) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。								
2) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合、又は建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合のみに行うものとする。								
3) 捕獲等又は採取等の数は、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)とする。								
ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、1)から3)は適用しない。								
期間								
1) 原則として、被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。								
2) 原則として、捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。								
3) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、被害が甚大である等やむを得ない場合に行うものとし、狩猟期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査し、適切に対応するものとする。								
4) 予察捕獲の許可については、上記1)から3)にかかわらず被害発生予察表に基づき計画的に捕獲を行うものとする。								
区域								
1) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。								
2) 被害等が複数の市町にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市								

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8
許認可等	鳥獣の飼養登録	根拠条項		19 - 1	

町を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施できるよう該当市町において協議を行うものとする。また、被害等が周辺の県にまたがって発生する場合においては、関係する県と共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施するなど連携を図るものとする。

3) 特定猟具(銃)使用禁止区域、特定猟具(銃)使用制限区域及び捕獲禁止場所において許可する場合は、危険防止を徹底するとともに、鳥獣保護区及び休猟区において許可する場合は、特に有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるよう慎重に取り扱うとともに、第三者に疑惑を持たれる等のおそれのないよう処置するものとする。

方法

1) 従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した、最も効果があり、安全性が確保できる方法とする。ただし、法第36条及び規則第45条に規定する手段は、許可しないものとする。なお、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

2) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

3) 鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては、禁止された鉛製銃弾を使用しないものとする。

なお、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

4) 捕獲対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合は、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意を払うものとする。

その他

1) 許可を受けた有害鳥獣捕獲期間内に目的が達成できない場合は、再度許可することができる。

2) 松山空港の区域内において、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合については、本許可基準にかかわらず許可できるものとする。

(第15表)

許可権者	鳥獣名	許可基準						被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数	捕獲羽(頭)数	許可対象者		
市町長	スズメ	銃器・網	被害等区域	随時	60日以内 被害が甚大で長期にわたる場合は、90日以内 ニホンザルのみ、箱わなによる場合は、6箇月以内	被害等の防止の目的を達成するため に必要最小限の羽(頭、個)数	被害者又は 被害者から 依頼された者	水稻	
	ヒヨドリ	銃器						果樹、畑作物等	
	カラス	銃器・わな						水稻、畑作物、人畜、施設等	
	カワラバト(ドバト)	銃器・わな						果樹、畑作物、施設等	
	イノシシ	銃器・わな						水稻、サツ、畑作物、果樹、竹、ヒヤ、施設等	
	ノウサギ	銃器・わな						造林木	
	ニホンザル	銃器・わな						果樹、サツ、サツ、水稻、畑作物、人畜、施設等	
	ハクビシン	銃器・わな						果樹、畑作物、シカ等	
	タヌキ	銃器・わな						果樹、畑作物、人畜等	
	ニホンジカ	銃器・わな						造林木、果樹、畑作物等	
その他									

予察捕獲の場合は、上記基準に関わらず、被害発生予察に基づき計画的に捕獲を行うものとする。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項		19 - 1	
許認可等	鳥獣の飼養登録				

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業関係者等に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底及び指導・助言に努めるとともに、必要に応じて次に掲げる措置を実施するものとする。

特に、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するものとする。

1) 捕獲隊の編成

銃器による捕獲を行う場合は、捕獲を円滑に行い、捕獲効果を高めるとともに、銃器による危険を防止するため、捕獲隊(有害鳥獣捕獲を目的に編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するものとし、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊(鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。)と連携を図るものとする。その際、捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等を隊員として編成するものとする。なお、当該市町内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町の境界を越えた広域の捕獲隊を編成するものとし、その実施者の養成・確保に努めるものとする。

また、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、新たな捕獲の担い手を育成する取組を推進するよう努めるものとする。

2) 共同捕獲の実施

わなによる捕獲を行う場合は、わなの管理及び捕獲鳥獣の処理等を適正かつ安全に行う観点から共同捕獲に努めるものとする。

3) 関係者間の連携強化及び被害防止体制の充実

被害等の防除対策にあっては、関係者が連携して円滑に捕獲を実施するため、地区鳥獣害防止対策協議会等を中心に連携の強化に努めるとともに、被害等が慢性的に発生している地域にあっては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の一般への情報提供により的確な情報伝達及び効果的な被害防止対策が図られるよう努めるものとする。

5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、次の許可基準によるほか、法第7条第1項に基づき知事が作成した特定鳥獣保護管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

(1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者とする。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

さらに、実施者の数は、必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

(2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)とする。

(3) 期間

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	担当課 根拠条項	自然保護課	検索番号 3 - 8
許認可等	鳥獣の飼養登録			19 - 1

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定鳥獣保護管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

狩猟期間中は一般的の狩猟と、また、狩猟期間前後は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。

(4) 区域

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。

(5) 方法

従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した、最も効果があり、安全性が確保できる方法とする。ただし、法第36条及び規則第45条に規定する手段は、許可しないものとする。なお、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定獵法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

なお、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の装弾はしないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとる場合は、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意を払うものとする。

6 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

(第16表)

目的	許可権者	許可基準					
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行 政事務担当職員(出先機関の 職員を含む。)	必要と認められる種類 及び数 (羽頭個)	1年 以内	申請者の職務上必 要な区域	原則として、法第 12条第1項、第2 項で禁止されて いる獵法は認め ない。ただし、他 の方法かなく、や むを得ない事由 がある場合は、こ の限りでない。	
傷病により保護を要する鳥獣の保護		国又は地方公共団体の鳥獣行 政事務担当職員(出先機関の 職員を含む。)、鳥獣研究員 その他特に必要と認められる 者			必要と認められる 区域		
博物館、動物園その他これに類する施設における展示		博物館、動物園等の公共施設 の飼育・研究者又はこれらの 者から依頼を受けた者		6ヶ月 以内	必要と認められる 区域(原則として、 規則第7条第1項 第7号イからチま でに掲げる区域は 除く。ただし、特に 必要が認められる 場合は、この限りで ない。)		

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8			
許認可等	鳥獣の飼養登録	根拠条項	19-1					
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽個)とし、放鳥を目的とする場合は放鳥対象地の個体とする。	6ヶ月以内	必要と認められる区域(原則として規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。)			
鰐飼業への利用		鰐飼業者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の数(羽)		手捕、ただし、他に方法なく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。			
伝統的な祭礼行事等に用いる目的		祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いざれも、現在まで継承的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	必要最小限の種類及び数(羽頭個)	1ヶ月以内	原則として、法第12条第1項、第2項で禁止されている獵法は認めない。ただし、他の方方法なく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。			
その他鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的		捕獲等又は剥離等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。 環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除や獵事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は剥離等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。 特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。			捕獲し、行事等に用いた後は放鳥する。(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)			
7 鳥類の飼養の適正化								
(1) 方針	鳥類の違法な飼養を防止するため、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。							
(2) 飼養適正化のための指導内容	<p>登録の更新は、飼養個体と装着登録票(足環)を照合し確認した上で行うこと。</p> <p>平成元年度の装着登録票(足環)導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。</p> <p>装着登録票の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合にのみ行うものとする。</p>							
(3) 愛玩を目的とした飼養	<p>愛玩を目的とした飼養に際しては次の事項に留意すること。なお、新規の愛玩を目的とした捕獲については認めないことから、飼養登録は更新及び譲渡の場合に限るものとする。</p> <p>飼養はメジロに限る。</p> <p>1世帯1羽までとする。</p>							

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	3 - 8
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項		19 - 1	
許認可等	鳥獣の飼養登録				

譲渡にあたっては、譲渡の経緯等を確認し、違法に捕獲された個体でないことを十分に確認するとともに、1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

愛鳥週間等の機会を通じ、広報等により周知徹底に努めるものとする。

(4) 許可権限の市町への委譲

法第19条の規定に基づく飼養（県の機関において行うものを除く。）の登録に関する事務は、市町長に委譲する。（愛媛県事務処理の特例に関する条例により平成12年4月1日委譲）

市町長が行う事務処理について、法、規則、基本指針及び本鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する飼養の登録及び更新状況等の事務の執行報告が行われるよう助言するものとする。